

確定申告のご案内

今年の市内の出張相談会場はスマホ申告会場です。パソコンでの申告書作成は行いません。スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちでない人で申告相談を希望する人は、2月17日以降に粉河税務署会場をご利用ください。

所得税などの申告



粉河税務署の確定申告会場

所得税・消費税・贈与税の確定申告および申告相談ができます。

●開設場所・期間

粉河税務署
(紀の川市粉河807)
2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜、祝日を除く)

●相談受付時間

午前8時30分～午後4時
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

●問合せ

粉河税務署
☎073617313301
※音声案内に従い、該当する番号を選んでください。

市内の確定申告・出張相談会場

税理士や粉河税務署の職員による確定申告や還付などの申告相談を行なっています。贈与税、土地・建物・株式などの譲渡所得などの申告相談は行なっていません。

●開設場所・期間

保健福祉センター
2月4日(火)～7日(金)

●相談受付時間

●午前9時30分～正午
●午後1時～4時

●当日整理券配布時間

午前8時～
※保健福祉センター正面玄関横で配布します。応対可能な人数は150人程度です。受付上限に達した時点で終了します。

市・県民税の申告

申告会場

●開設場所・期間・開設時間

●保健福祉センター
2月4日(火)～7日(金)
※整理券は午前8時から
●市民会館
2月10日(月)～3月17日(月)
(土・日曜、祝日を除く)
※整理券は午前8時30分から

●開設時間

・午前9時30分～正午
・午後1時～4時
※市民会館は午前9時から

●注意事項

- 混雑が予想されるため、当日整理券を配布します。整理券の配布上限に達し次第終了します。
- 市役所税務課窓口では、申告の受付を行なっておりませんので、ご注意ください。
- 市・県民税申告書作成については従来どおり対面方式で行います。



市・県民税申告書について

市・県民税申告書は、主に前年の実績に基づいて1月下旬ごろに郵送しています。申告が必要な人で、申告書が届いていない人は、下記の番号まで問合せしてください。

申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、市内に住所があり、令和6年中に次のいずれかに該当する人です。所得税の確定申告をした人や勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人、年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人は、原則として申告の必要はありません。

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 家賃、地代などの所得がある人
- 内職などの所得がある人
- 収入がなかった人
- 給与所得者の場合
①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
②20万円以下の所得の場合も申告が必要で
③年末調整に含まれていない所得控除を受けようとする人
- 公的年金等受給者の場合
①所得控除を受ける人
②公的年金等以外に所得がある人
※20万円以下の所得の場合も申告が必要です。

スマホ申告について

次のものを事前に用意し、当日必ずご持参ください。

- ①申告関係書類
- ②スマートフォン(マイナポータルアプリを事前にダウンロード)
- ③マイナンバーカード
- ④マイナンバーカードの2種類の暗証番号(暗証番号が不明な場合は、事前に再設定を行なってください)

確定申告の際のお願い

申告相談では混雑が予想されます。来場される際は、次の点に注意し、混雑緩和にご協力をお願いします。
●前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
●事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、必ず収支内訳書に記入しておいてください。
●医療費控除の申告は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。
●税務課窓口では確定申告書、市・県民税申告書の作成はできません。申告書には納税者および同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。提出の際には、納税者のマイナンバーが確認できる書類の提示または添付が必要です。

申告に必要なもの

- 令和6年中の所得算出に必要なもの(源泉徴収票、賃金支払明細書、収支内訳に関する書類)
- 令和6年中に支払った保険料など、控除の算出に必要なもの
・ 社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険税など)の支払額が分かるもの
※国民年金保険料は控除証明書が必要で
・ 生命保険料の控除証明書
・ 地震保険料の控除証明書 他
・ マイナンバーを確認できる書類
● 本人確認書類

市・県民税申告会場での確定申告

2月10日以降の市・県民税の申告会場で、簡易な内容の所得税の確定申告も受け付けています。所得税の確定申告書を作成する場合は原則スマートフォンでの申告となります。次のものを事前に用意し、当日ご持参ください。
●申告関係書類
●スマートフォン(マイナポータルアプリを事前にダウンロード)
●マイナンバーカード
●マイナンバーカードの2種類の暗証番号(暗証番号が不明な人は、事前に再設定を行なってください)
●利用者識別番号を取得されている人は利用者識別番号と暗証番号が分かるもの

郵送・時間外収受箱による提出

確定申告書は、郵便や信書便、税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

●郵送での提出先

〒661-8525
尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室

収受口封印の押なごこしん

国税庁・国税局・税務署では、令和7年1月から、確定申告書等の控えに収受日付印の押なごこしんは行いません。申告書等を書面で提出する際には、提出用のみを提出してください。

スマートフォンなどで確定申告書の作成ができます

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(下の二次元コード)」では、必要事項を入力することにより、確定申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。



提出先・問合せ

〒648-8585 (記入不要)
橋本市総務部税務課 市民税係
☎3316212

※申告書は郵送でも受付けます。控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。



公的年金等所得のある人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。ただし、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告をすることができます。なお、所得税の確定申告が不要な人でも生命保険料や地震保険料、年金からの天引き以外に健康保険料や介護保険料を支払っている場合など、所得控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要となります。